

人材紹介契約書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び株式会社スタートラスト（以下「乙」という。）は、乙が甲に対し、人材を紹介することに関する基本的事項を定めるため、次のとおり、人材紹介契約（以下「本契約」という。）を締結する。

<契約要綱>

取扱職種の範囲等	〇〇業務	
紹介手数料の額 （消費税抜き価格）	採用者の理論年収の 30%程度（第 4 条参照） なお、理論年収は、本契約書第 3 条により交付された労働条件通知書の写しに基づき、通勤費を除く全ての諸手当及び賞与を含めて算出するものとする。	
紹介手数料支払時期	請求書発行：毎月末日締め、翌月 10 日までに発行 支払期限：請求書の受領日の翌月末日	
紹介手数料の返還	返還額：	
	退社時期（入社日起算）	返還額
	一か月以内	紹介手数料の 80%
	一か月を超え三か月まで	紹介手数料の 50%
	返還期限： 採用者の退職又は解雇日の属する月の翌月末日	
紹介対象者		
契約期間	2025 年 月 日～2026 年 月 日	
特約事項	なし	

（人材紹介の委託）

1. 甲は、乙に対し、本契約の定めに従い甲が希望する採用条件に即した人材を甲に紹介する業務（以下「本紹介業務」という）を委託し、乙はこれを受託した。なお、乙の取扱職種の範囲等は契約要綱記載のとおりである。
2. 乙は、本紹介業務を、職業安定法、労働基準法その他の適用される関係法令及びこれらに関する指針、ガイドライン等（以下「適用法令等」という。）を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって行わなければならない。
3. 甲は、乙より人材紹介を受け、雇用等するにあたり、適用法令等を遵守しなければならない。

第1条（採用条件の通知）

1. 甲は、人材の紹介を希望する場合、乙に対し、希望する採用条件を通知する。甲は、当該通知に際して、乙に対し、当該人材が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他

の労働条件（以下「業務の内容等」という。）を明示（職業安定法第5条第4項に定める方法による明示をいう。以下同じ。）しなければならない。

2. 甲は、前項により明示した採用条件（業務の内容等を含む。以下「採用条件」という。）を変更、特定、削除又は追加（以下「変更等」という。）する場合、速やかに乙に明示しなければならない。
3. 前項の場合であつて、次条2項に従い甲に紹介された紹介対象者がいるときには、甲は、当該紹介対象者に対し、変更等の内容を明示しなければならない。

第2条（人材の紹介）

1. 乙は、紹介対象者を選定するにあたり、候補者（以下「紹介候補者」という。）に対し、採用条件を速やかに明示しなければならない。
2. 乙は、甲の採用条件に即した資格、能力、経験等を有する人材を選定の上、甲に紹介するよう努め、紹介対象者が決定した場合、甲に対し、甲乙が協議により定めた方法により当該紹介対象者を紹介する。
3. 乙は、本紹介業務に関し、甲又は紹介候補者から苦情の申出があつた場合、職業紹介責任者を責任者とし、必要に応じ甲、当該紹介候補者その他の第三者と協議のうえ、誠意をもって対応するものとする。

第3条（採用決定）

1. 甲は、前条2項に基づき紹介された紹介対象者（以下「紹介対象者」という。）を選考し、紹介対象者の採用を決定した場合、乙に対し直ちに採用が決定したこと及び雇用条件を通知する。
2. 甲は、採用が決定した紹介対象者（以下「採用者」という。）を雇用する際に労働基準法第15条に基づき作成される労働条件通知書（以下「労働条件通知書」という。）の写しを乙に交付するものとし、乙は採用者との間で当該通知書の内容を相互に確認する。

第4条（紹介手数料）

1. 甲が紹介対象者を採用し、採用者が甲に入社した場合、甲は、乙に対し、契約要綱記載の紹介手数料並びにこれに対する消費税及び地方消費税を支払う。
2. 前項の紹介手数料について、甲は、採用者の入社日を基準として、契約要綱記載の支払時期までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
3. 甲及び乙は、協議の上、個別の採用者にかかる紹介手数料を変更することができる。
4. 乙による第3条2項の紹介以前に、甲が第三者から当該採用者の紹介を受けていた場合、または当該採用者から応募の意思表示を受けていた場合、甲は、本条1項の紹介手数料を支払う義務を負わない。

第5条（紹介手数料の返還）

1. 本紹介業務により採用された採用者が、採用者の責めに帰すべき事由により退職（自己都合退職を含む。）し、又は解雇された場合、乙は、当該採用者にかかる紹介手数料について、契約要綱記載の金額を甲に返還しなければならない。
2. 乙は、前項により返還すべき紹介手数料を、契約要綱記載の時期に、甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第6条（紹介外採用の禁止）

1. 甲は、紹介後1年以内は、当該紹介対象者に対して、乙を紹介することなく採用活動をしてはならない。ただし、乙からの紹介前に、当該紹介対象者に対する採用活動を開始していた場合を除く。
2. 甲が紹介後1年以内に前項の定めに違反した採用活動により紹介対象者を採用した場合、当該紹介対象者は乙の紹介により採用されたものとみなし、甲は、乙に対し、当該紹介対象者について第5条に定める紹介手数料を支払わなければならない。
3. 乙は、前項に定める紹介対象者が契約要綱記載の時期に退社した場合であっても、前条に定める紹介手数料返還義務を負わない。

第7条（紹介対象者等の個人情報の保護等）

1. 甲及び乙は、本紹介業務に関し、紹介候補者又は紹介対象者の個人情報を収集、保管、又は使用するにあたっては、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合を除き、当該業務の目的の達成に必要な範囲内で、当該目的を明らかにして収集し、かつ、当該目的の範囲内で保管及び使用しなければならない。
2. 甲及び乙は、本契約及び本紹介業務の履行に関し知りえた紹介候補者又は紹介対象者の個人情報を、適用法令等に基づき適切に管理し、正当な理由なく漏洩してはならない。

第8条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の存在及び内容並びに本契約に関連して知った相手方に関する情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に対して開示、提供又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、秘密情報から除くものとする。
 - (1) 提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
 - (5) 秘密情報によることなく独自に開発又は取得した情報
 - (6) 法令の規定又は権限ある官公庁からの開示の要求に基づき開示しなければならない情報
2. 甲及び乙は、秘密情報を本契約の目的以外に使用してはならない。

3. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約の遂行のために知る必要のある自己の役員及び従業員（以下「役員等」という。）並びに弁護士等の法令上守秘義務を負う専門家に限り開示等することができる。この場合、本条に基づき秘密情報の受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等に退職後も含め課さなければならない。
4. 本契約が終了した場合、甲及び乙は、相手方の指示に従って、秘密情報を返還し、又は、破棄するものとする。なお、相手方は受領者に対し、秘密情報等の返還又は破棄を証明する文書の提出を求めることができる。

第9条（損害賠償）

甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負う。

第10条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約要綱記載のとおりとする。ただし、期間満了の一か月前までに甲又は乙から相手方への書面による契約終了の意思表示がない限り、本契約は更に一年間延長され、その後も同様とする。

第11条（本契約の解除等）

1. 甲又は乙が適用法令等又は本契約に違反し、相手方からその是正を要求する通知を受領した後 30 日以内にその違反を是正しない場合は、相手方は、違反者にその旨を通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方が以下の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、何らの催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
 - (2) 手形若しくは小切手の不渡りが生じたとき、電子交換所の取引停止処分を受けたとき、又は支払停止の状態に陥ったとき。
 - (3) 第三者より仮差押え、仮処分、強制執行等を受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産手続、特別清算、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - (5) 債務整理の通知がなされたとき
 - (6) その他財務状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあるとき。
 - (7) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
3. 甲は、乙が有料職業紹介事業にかかる許可を取消し、失効その他の事由により失った場合、本契約を直ちに解除することができる。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自社、自社の株主・役員その他自社を実質的に所有し、若しくは支配するものが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、

暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、暴力団員等と取引関係を有してはならず、事後的に、暴力団員等との取引関係が判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じる。
 3. 甲及び乙は、相手方が本条の表明又は確約に違反した場合、何らの通知又は催告をすることなく直ちに本契約の全部又は一部について、履行を停止し、又は解除することができる。この場合において、表明又は確約に違反した当事者は、相手方の履行停止又は解除によって被った損害の賠償を請求することはできない。
 4. 甲及び乙は、相手方が本条の表明又は確約に違反した場合、これによって被った一切の損害の賠償を請求することができる。

第13条（存続条項）

本契約が終了した場合でも、第7条から第10条、第13条3項及び4項、本条から第17条は有効に存続する。ただし、第9条については、本契約の終了後[2]年間に限り、その効力を有する。

第14条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法を準拠法とする。

第15条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、乙の最寄りの地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めがない場合及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、各自記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2025 年 月 日

甲

乙